

## マイナス金利における退職給付債務等の計算について

---

企業会計基準委員会は、平成 30 年 3 月 13 日に、『実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い』（実務対応報告第 37 号）を公表しています。

これは、平成 29 年 3 月 29 日に公表した実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」における適用時期に関する当面の取扱いを示すことを目的としたものです。

実務対応報告第 34 号では、会計処理として第 2 項で「退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による。」こととされており、その適用時期は第 3 項で「平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度まで適用する。」こととされています。

今回公表された実務対応報告第 37 号は、上記の実務対応報告第 34 号第 3 項の適用時期について「平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から、第 2 項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める当面の間、適用する。」こととしています。

上記の実務対応報告第 37 号の取扱いが公表された背景は以下の通りです。

- 現行の退職給付に関する会計基準では退職給付債務の計算において企業固有の見積りの要素と市場で観察される要素が混在しており、実務対応報告第 34 号第 2 項におけるいずれの方法の考え方も取り得ると考えられ、いずれが適当であるかを一義的に見出すことは困難であること。
- 国際的な議論においても、退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかではないと指摘されているところであり、見解が分かれ得るものと考えられること。
- 現時点では日本銀行により 10 年物国債金利をゼロ%程度で推移させる政策が採られているため、実務対応報告第 34 号第 2 項に定めるいずれの方法を採用しても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないと考えられること。

以上の理由から、今後マイナス金利を巡る環境に大きな変化が生じ、現状の金利水準が大幅に低下する等の変化が生じる状況にない間については、実務対応報告第 34 号第 2 項に定める取扱いを当面の取扱いとして適用することとしています。

以上

---